

平成25年度 第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成25年10月7日(月) 13:30~16:08

場所 かでる2・7 1070会議室

1 開 会

挨拶(環境生活部くらし安全局長 浜田 美智子)

2 議 題

(1) 諮問

・第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の改定について

(2) 審議事項

- ・北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について
- ・第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項について
- ・北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 皆様、こんにちは。

時間より若干早いのですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまより、今年度2回目の北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、くらし安全局長の浜田美智子からご挨拶を申し上げます。

○浜田くらし安全局長 皆さん、こんにちは。

浜田でございます。

7月の第1回に引き続きまして、本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会は、お手元の次第でございますように、1点目に北海道から諮問させていただいたのですが、諮問事項は、現在の第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画がございまして、今年度で期間が終了となりますことから、その改定につきまして、後ほど、諮問をさせていただきたいと考えております。

審議事項は3点ございまして、そのうち、来年度の重点事項につきましては、委員の皆様からあらかじめご意見をいただいております。

お忙しい中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

男女平等に関する最近のニュースでは、苫小牧市が審議会での議決を経まして、来月の11月に、道内で初めて、男女平等参画都市宣言をする運びになりました。

苫小牧市では、平成11年から市議会での取り組みがスタートしたと聞いております。

平成21年には、市の基本計画の中で、男女平等参画宣言を検討するという事を盛り込まれて、昨年は市民の意識調査を実施したと伺っております。

その意識調査の結果では、やはり、性別による固定的な役割分担や、社会の慣習上での男女の不平等さが残っていると感じられている市民が69%いらしたという経過を踏まえまして、苫小牧市では、男女平等参画都市宣言をすることが議会で決定されたと聞いております。

今後の苫小牧市の取り組みに期待するとともに、道としても、こうした動きが道内の市町村に広がるよう努めてまいりたいと考えております。

きょうは、重点事項の審議に時間を要しまして、挨拶を短目にと言われておりますが、最後に一つだけ、審議会と直接関係ないのですが、お話をさせていただきます。

今、道と関係機関、国、それから、北大、札幌大学にも参加していただいているのですが、イランカラプテキャンペーンを実施しております。

これは、推進協議会が別にあります、道も入っておりますけれども、イランカラプテというのは、こんにちはという意味で、アイヌの人たちの挨拶でございます。この言葉で北海道のおもてなしの合い言葉にしたいということで、今、キャンペーンを推進中でございます。これから、千歳空港やいろいろなところで、観光客の方にもおもてなしの言葉としてこれを定着させていくというキャンペーンでございます。

きょうは、審議会の冒頭に時間をいただきまして、紹介させていただきました。

それでは、早速、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

私からの挨拶は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） それでは、本日の出席状況でございますが、本審議会は、北海道男女平等参画推進条例の規定により、委員の2分の1以上の出席がなければ成立しないということでございますが、本日は、多田委員がご都合で欠席されておりますけれども、委員15名のうち14名の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日、私の後ろに北海道男女平等参画推進本部の幹事も出席させていただいております。

それではまず、最初にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。

○事務局（佐藤主幹） 男女平等参画グループ主幹の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の配付資料につきまして、ご確認させていただきます。

まず、皆様の机の上には、本日の審議会の次第と出席者名簿、さらに配席図を配付させていただいております。

審議会次第の裏側のページをごらんください。

配付資料の一覧を記載してございますが、資料1-1の「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」改定の進め方から、資料1-1の平成24年度北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者一覧までの一連の資料につきましては、あらかじめ皆様に送付させていただきまして、本日、持参いただいているところでございます。

本日、新たに配付させていただいた資料としましては、まず、参考資料としまして、カラーのリーフレットでございますが、男女平等参画社会とはというものを用意させていただきました。

この資料は、前回の審議会におきまして、足立委員から、苦情処理委員制度に関するご質問の中で、リーフレット等についてお示しいただきたいという意見がございましたので、大変遅くなり恐縮でございますが、本日配付させていただいております。

このリーフレットの最後のページで、苦情処理委員制度についてご説明させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、事前送付資料のうち、資料7につきましては、その内容等の一部に訂正がございました。後ほど、審議事項に係る説明の中で訂正箇所等についてご説明申し上げますが、新たな資料をご用意いたしましたので、差しかえていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、お手元の資料に不足等がございましたら、事務局にお申し出くださるようお願いいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 今、資料の確認をさせていただきましたが、よろしゅうございますか。

2. 議 題

○事務局（木元男女平等参画担当課長） それでは、これからの議事進行は広瀬会長にお願いしたいと思っております。

会長、よろしくお願いいたします。

○広瀬会長 皆様、こんにちは。

きょうは、お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思っております。

まず、議題（1）でございますが、第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の改定について、知事から諮問がありますので、諮問を受けたいと思っております。

○事務局（浜田くらし安全局長） 「北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第6号）第24条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項。

『第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画』（平成21年3月策定）の改定について。

2 諮問理由。

北海道は、平成13年に『北海道男女平等参画推進条例』を策定し、男女の人権の尊重を基本理念の根底に据え、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指しています。

平成16年には、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の一部改正が施行され、都道府県は、配偶者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう規定されました。

これらを受け、道では、平成18年3月に、平成20年度までの3年間を計画期間とする『北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画』を策定し、その後、平成21年3月には、平成25年度までの5年間を計画期間とする『第2次基本計画』を策定し、配偶者の保護に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきたところです。

この度、計画期間の満了に伴い、本年7月の法改正や今後策定が予定されている国の基本方針のほか、社会の様々な状況変化等を踏まえて『第2次基本計画』を改定するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

平成25年10月7日。

北海道男女平等参画審議会会長広瀬玲子様。

北海道知事高橋はるみ。」。

[諮問書の手交]

○**広瀬会長** ただいま、知事から諮問がありました件につきまして、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局（佐藤主幹）** それでは、ただいま諮問させていただきました第2次北海道配偶者暴力防止基本計画の改定に当たっての基本的な考え方やスケジュールなどにつきまして、資料1に基づきまして説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

初めに、線で囲んだ部分の現行計画についてでございますが、先ほど、局長からの諮問理由でも若干触れましたが、北海道の計画につきましては、配偶者暴力防止法第2条の3の第1項に基づきまして、平成18年3月に、北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定し、その後、平成20年1月に改定されました国の基本方針を勘案し、平成21年3月に現在の第2次北海道配偶者暴力防止基本計画を策定したところでございます。その内容につきましては、資料1-2としまして、今回は冊子で配付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

計画の期間につきましては、平成21年度から平成25年度までの5カ年としておりまして、今年度で計画期間を終えますことから、このたび、必要な改定を行うものでございます。

次に、1の改定計画の性格でございます。

一つ目は、この計画は、配偶者暴力防止法、いわゆるDV防止法に基づく計画であるということ。

二つ目は、道の男女平等参画推進条例の趣旨を踏まえまして、男女平等参画の実現に向け、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する基本的な考え方や施策の方向性、総合的な体系を示すものであること。

三つ目としましては、新・北海道総合計画を推進するための特定分野別計画という位置づけも持たせているところでございます。

次に、2の計画期間でございますが、現在の計画と同様に、道における類似計画等も参考にしながら、概ね5年としまして、その間に法律の改正や国の基本方針の見直し、あるいは、社会情勢の変化などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととしております。

次に、3の改定に当たっての基本的な考え方でございます。

一つ目としまして、都道府県の基本計画につきましては、DV防止法により、国の基本方針に即して定めなければならないと規定されておりますので、来年1月を目途に国において新たに策定する予定の基本方針の内容を勘案して策定いたします。

二つ目としましては、現行の計画に盛り込んでいる取組に対しまして、現在、どういう進捗状況にあるのかということをも十分検証した上で、次の改定計画の中に反映することとしております。

次に、4の名称でございますが、現在は、第2次の計画でございますので、第3次になるということ。また、本年7月のDV防止法の一部改正によりまして、法律の名前が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」としまして、保護の後に「等」が新たに追加されました。このことから、法律の名称もこの改正に合わせまして、「等」を追加させた名称としたいと考えております。

次に、5のスケジュールでございます。

最初に、本日、本審議会に諮問させていただきました。

後ほどご審議をいただきますが、本審議会に専門部会を設置し、その専門部会で計画の素案についてご検討いただきまして、来年2月に開催予定の本審議会におきまして、専門部会の検討結果を踏まえて計画素案を決定し、審議会としての答申をいただくこととしております。

その後、来年4月以降には、道民からの意見聴取としまして、パブリックコメントや関連する団体等との意見交換などを行いながら、来年の6月ごろには計画案を作成しまして、7月には、知事をトップとする庁内推進本部において決定し、最終的に本審議会へも報告させていただきたいと考えております。

最後に、その他でございます。

この計画の検討を実務的に進めるための組織としまして、庁内の関係課、あるいは、教育庁、道

警等の関係課なども含めた検討会を設置してございまして、今後、開催される専門部会での審議状況などとあわせまして、検討を進める体制としております。

次に、資料2をご覧ください。

本年7月3日に公布されましたDV防止法の一部改正の内容について、内閣府でまとめた資料により、簡単に説明させていただきたいと思っております。

この改正法は、来年1月3日より施行されるわけですが、主な改正内容としましては、四角に囲った部分に改正内容として記載のとおり2点でございます。

1点目は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象になり、対象が拡大されるということです。

2点目は、先ほども触れましたけれども、それに伴って法律名が若干変わるということでございます。

下の段の図をご覧ください。

改正前では、配偶者ということで、法律上、結婚、婚姻している配偶者に加えまして、事実婚と離婚前から暴力を受けていた場合の元配偶者も含まれるとしておりましたけれども、今回の改正では、この法を準用しまして、適用対象が拡大されました。

生活の本拠を共にし、婚姻関係に類する共同生活を営んでいる交際相手とその関係を解消する前から暴力を受けていた交際相手が新たに対象になることとなります。

次に、資料3をご覧ください。

説明は省略させていただきますが、DV防止法の概要ということで、現行の法律について、まだ今回の改正については反映されておきませんが、内閣府で作成したリーフレットを参考としてお配りいたしました。

次に、資料4としまして、現在の国の基本方針の概要を配付してございます。

これも、細かな内容の説明は省略させていただきますが、先ほども申し上げましたけれども、内閣府では、来年1月の法の施行日を目途に、この方針を見直すこととしてございまして、改正の中身としましては、今回の法改正の内容を反映させることと、この方針ができた平成20年1月以降の関係省庁の計画等との調整等が必要になった部分について、今回まとめて見直しを行うというふうに聞いているところでございます。

道としましては、こうした内閣府からの改正に係る情報などを適宜確認しながら作業を進めてまいりまして、来年1月に示される最終的な国の基本方針の内容を踏まえ、基本計画の策定事務を進めてまいりたいと考えております。

○広瀬会長 ただいま、資料1-1、1-2、そして4によって説明がございましたけれども、今の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○山根委員 山根と申します。

私は、この内容についてではなくて、文言といいますか、言葉の部分で、この前の基本計画について若干ご質問させていただきたいと思っております。

最近では、「婦人」という言葉はほとんど使われなくなっておりますが、この中では、それがすごくたくさんありまして、そういう部分の変更は可能なのかどうか。それから、「母子家庭等」というところがありますが、その「等」とはどのような部分を指しているのか。ひとり親家庭という言葉ではだめなのかと思っております。

女性だけの問題ではなく、男性の方にも大きくかかわるのではないかと、平等参画という立場からそのように考えました。

69ページにあります「外国人等」の「等」も、簡単に使われていますけれども、細かく理解したいと思ひまして、お尋ねいたします。

○事務局(木元男女平等参画担当課長) 今ご質問のありました「婦人」という言葉のお話でございます。これは、国で、いまだに婦人という言葉を使っております。婦人保護施設等という言葉を使っております。現在、内閣府で、婦人という言葉も含めて、今おっしゃったように、最近では「婦人」という言葉をあまり使いませんので、「女性」という言葉になると思ひますけれども、そういう言葉に置きかえる検討会が現在開かれておきまして、最近では情報が入ってきていないのですけれども、とりあえず、今のところ、内閣府ではそういう検討を進めております。北海道の場合、北海道だけではなくて、全国でもそうですが、内閣府が「婦人」という言葉を使わなくなれば、また新

たにそちらの言葉に置きかわることになると思います。

○事務局（佐藤主幹） まず、外国人等の関係からお話しさせていただきます。

ここには、69ページに外国人等の人権の尊重と書いてありますが、DV被害者には外国人や障がい者、高齢者など様々な方がいらっしゃいますので、そういう方に対しては、人権を尊重して対応しなさいということになっております。

その中で、様々な人権に配慮が必要な方々を称して代表的に「外国人等」と書いていると理解しております。私どもとしては、外国人だけではなくて、障がい者、高齢者などのハンディを抱えている方々全てを称して「外国人等」と整理させていただいているところでございます。

恐らく、母子家庭の関係も、母子という言い方がいいかどうかはありますけれども、DV防止法は、まさしく男性も女性も被害者になるわけでごさいます。おっしゃるとおり、当然、男性も含まれます。それでは、父子はどうなのだということになるわけですが、この辺は、私どもとしても、次期計画の中で表現について検討してまいりたいと考えております。

○広瀬会長 山根委員、よろしいでしょうか。

○山根委員 つけ足して話していいですか。

今、「婦人」の部分について、内閣府が変わらなければこちらが変わらないというお話がありましたが、それは、北海道の独自の活動になれないということなのか。向こうになかったらこちらができないという発想のお話になるので、私は、先駆けて変えた方がいいものは変えていくべきだと考えています。

それから、外国人等のところで、障がいのある方や高齢の方という部分でとおっしゃられました。外国人と障がいのある方と高齢の方が並列になるような問題ではないと思うので、そういうところは、適宜、変えていかなければならないと思いました。

○広瀬会長 今のご意見は、ご意見として聞いておくということにしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

ほかに、資料の説明に関していかがでしょうか。

○崎広副会長 道経連の崎広です。

事務局に質問ですが、この諮問は、他県などでもこういう男女平等参画審議会に投げかけているのかという質問です。

というのは、この内容は、DVということで、確かに男女共同参画という側面もあるのですが、一方では、警察が絡んでくるような問題、子どもの被害の問題、ストーカー問題などもかかわってきますので、司法警察も含めて、中に入り込んでいくと非常にシビアな問題を内包しています。

それから、道の中でも、子どもの未来育成関係のところは、別途、進んでおりますね。当然、DVの先につながっているところで、子どものところとの政策も影響が出てくるのではないかという思いがあります。この審議会において答申されるのはいいのですが、ほかの都道府県はどういった形で審議会にかけているのかということを知りたいと思えます。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 全国的に全てを調査したわけではないのでわからないのですが、ほとんどの県が、私どものように男女平等参画あるいは男女共同参画の審議会でごさいます。

それから、今、副会長がおっしゃったように、この問題につきましては、警察、子ども未来、児童虐待の児童相談所等々がかかわってまいります。今日も後ろにご出席をお願いしておりますけれども、男女平等参画推進本部がありまして、今言いました警察や教育も含めて検討会も設けていまして、同時といいますか、専門部会と同じレベルぐらいで庁内でお話をさせていただこうという進め方を考えております。

○崎広副会長 そうすると、ほかの部門にも同じような問題を投げかけているということですか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） そうでございます。

○崎広副会長 それが回り回って北海道の審議会です。そういったところがまとまって意見が出てくるということですか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） そうでございます。

審議会の専門部会でご議論いただいたものを、庁内の各部各課におろして、これでいいですか、何かご意見はございませんかという形で意見を吸い上げて、何かあれば部会に報告することを考えております。

○**崎広副会長** そうすると、男女平等参画審議会としては、一義的に、男女平等の観点からこの問題にアプローチしていけばいいという理解ですか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** そういうことでございます。

○**崎広副会長** もう一つ質問ですけれども、1月に国の方針がまとまってということなので、1月の方針としてもう固まっているものは今日配られているのですか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 今言いましたように1月ですから、まだ固まっていません。お配りしているのは、先ほどご説明した資料までしか国からは来ておりません。

○**崎広副会長** そうすると、1月に国の方針を見て2月に答申をまとめるということになると、実際に、その答申を見て、1カ月しかないという理解でよろしいですか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 期間的には1カ月ですが、国では、既に素案を都道府県あるいは市町村に流しまして、意見募集が終わっています。それをまとめて、また案のような形で11月に示されますので、それが示されてくると、その後の最終案は大きくは変わらないだろうと思っていますので、国の方針が出た後の1カ月間で審議ができると思っています。もし、そこで審議が足りなければ、延ばすということは可能でございますので、そのあたりは進めながら考えていきたいと思っております。

○**崎広副会長** わかりました。ありがとうございます。

○**広瀬会長** ほかにご質問等はございませんでしょうか。

○**山根委員** 私も今のことについて、すごく疑問に思っています。この基本計画の「はじめに」というところを見て、男女平等参画を阻害する暴力的行為と書いてあったので、それだから、ここでDVの問題が話し合われるのだと思ってきたのですが、やはり違和感を持ちながら参加しました。

○**広瀬会長** ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○**山根委員** 進め方のところにスケジュールがあるのですが、道民の意見の聴取、パブリックコメント、関係団体等との意見交換とあります。パブリックコメントは、私はインターネットをやっていないので、そういう情報については全く疎いのですが、仲間から情報をいただいたりして、パブコメに参加したりしています。

こちらの方も、これだけではなくて、せっかく道の広報紙「ほっかいどう」がありますので、そういうものに記載いただくと広く道民に伝わるのではないかと思います。私のいる南幌町では、広報紙「ほっかいどう」も新聞にとじ込む形でやっておりまして、新聞をとっていないところには届かないという状況になっています。あとは、役場とか公共の施設に置いているという状況ですが、それでもパブコメよりは広く周知できるのではないかと考えておりますので、よろしく願います。

○**広瀬会長** 今の点について、広報の仕方はいかがでしょうか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 今、おっしゃった中の一つに広報紙「ほっかいどう」があるのですが、これが時期的に合うかどうかということが1点あります。もし合えば、当然載せてもらいますし、パブコメをやっているということ自体、最終確認はしてございませんけれども、新聞に載るはずでございます。

たしか、北海道で新聞紙面を使ってパブリックコメントをやっているというPRはする予定でございます。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**山崎委員** 女のスペース・おんの山崎でございます。

先ほど、DV防止法に基づく基本計画を審議会でどうなのかという意見が出されたのですけれども、私どもは、多くの高校を回ってデートDVの話をしているのですが、やはり、アンケート調査の結果でも、基本的に暴力というのは、力の差のあるところで発生しやすいです。それは、どうということかというところ、大人から子ども、障がいのない人から障がいを持っている人というところで、力の差のあるところに暴力が発生しやすいと私たちは感じていて、そういうお話をしています。

上司から部下もそうだと思うのですが、DVというのは、男女の間の力に差があるところに発生します。その力をいまだに多く持っているのは男性だということで、基本的には、昔から言われている家父長制から延々と続いている戦後高々六十何年で、民法が変わって六十何年ですけれども、そこで脈々と続いている男女平等ではない考え方というのがDVの基本だと私たちは思っています。

ですから、DVの根底というのは、まさに男女平等の根幹にかかわっていくものだと思って、DVの基本計画をこちらの審議会で審議していきたいと強く感じているところでございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしごさいませんようでしたら、この説明を受けて審議事項に入りますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、そうさせていただきます。

資料5です。

「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の改定にかかわる専門部会の設置についてという議題になっております。

この説明をお願いいたします。

○**事務局(佐藤主幹)** 資料5の北海道男女平等参画審議会専門部会の設置についてでございます。まず、1の部会設置の根拠でございます。

この専門部会は、北海道男女平等参画推進条例の第30条に基づきまして、審議会に「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を改定するための専門部会を設置するものでございます。

次に、2の専門部会設置の理由でございますが、この計画の改定につきましては、専門的な知識を要することから、法律の専門家やDV被害者への支援者、教育関係者などの専門家による検討が必要であることに加えて、当計画の期間が平成25年度までとなっております、平成26年度の早い段階で計画案を策定しなければならないという状況から、迅速な審議が必要となるため、専門家などによる部会を設置するものでございます。

次に、3専門部会の構成についてでございます。

審議会委員の中からDV被害者の保護・支援などに関連する分野として、法曹、支援者、学識者、教育者、行政のそれぞれの分野の5名程度の委員をお願いしまして構成していただくということでございます。

最後に、部会の開催スケジュールでございます。

先ほども申し上げましたとおり、来年2月に第3回審議会の開催を予定しておりますことから、12月上旬と1月下旬を目途に、2回ほど専門部会を開催しまして、計画素案についてご審議いただき、その後、2月の本審議会において計画の最終的な素案をご審議いただき、答申をいただきますと考えております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今、資料5に基づきまして説明がございましたけれども、何か質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** よろしいでしょうか。

それでは、専門部会委員の構成について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局(佐藤主幹)** 専門部会の部会長及び構成委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条によりまして、会長が指名することとなっておりますので、会長からご指名いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○**広瀬会長** それでは、指名させていただきます。

選考に当たりまして、検討内容が専門性を要しているところから、専門分野を主な基準としつつ、円滑な運営にふさわしい人数などを考慮した結果でございますが、部会長に山崎委員、専門部会の委員に鈴木委員、多田委員、きょうはご欠席ですけれども、内諾をいただいております。それから、西岡委員、そして、私、広瀬が入りまして、合わせて5名を指名したいと考えております。

専門部会の部会長と委員につきまして、今、申し上げました5名でよろしいでしょうか。

了承していただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の審議事項でございます。

第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項についてですけれども、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（浅野主任） 男女平等参画グループの浅野と申します。

私から、第2次北海道男女平等参画基本計画平成26年度重点事項につきまして、資料6から8に基づきましてご説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

まず、重点事項についてでございます。

北海道におきましては、第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するため、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度に重点的に取り組むべき事項を審議会の皆様の意見を踏まえながら、道庁内の組織である北海道男女平等参画推進本部で決定しているところでございます。

翌年度の重点事項を決定した後は、道庁内の関係部局に連絡いたしまして、関係部局がそれぞれの事業を実施するに当たり、男女平等参画の視点を加えて事業を実施することをお願いしているところでございます。

本日の審議会におきましては、平成26年度の重点事項の選定に関しまして、北海道男女平等参画推進本部に提出いたします審議会としての意見をご検討いただきたいと考えております。

では、資料6をごらんください。

資料6の左側から、基本方向、施策の方向、過去の重点事項となっております。右側から2番目が、今回、委員の皆様から1人2項目ずつ選定いただいた重点事項のところに丸が記載されております。各項目の右隣には、ご選定いただきました委員の皆様のお名前を掲載しております。

次に、資料7をごらんください。

こちらは、事前に皆様からいただいた選定理由をまとめたものでございます。

どのような視点や考え方で重点項目を選定したかをまとめて記載しております。

ここで、資料7をきょう配付する資料ということで、お配りさせていただきましたが、大きな間違いが一つありまして、修正後の資料7をごらんいただきたいと思っております。

本日お配りした資料の一番最後の6ページ目でございます。

その他の意見の中に、足立委員からの意見が漏れておりましたので、本日、私から読ませていただきます。

男女平等参画への道筋は多く、その分野・課題は極めて広い。現在までさまざまな問題に取り組まれてきたが、なお啓発や支援など検討すべき事項は数多い。しかし、1999年6月の基本法から14年目となり、最も基本的な部分をいま一度振り返り、その中で、より具体的な内容を検討していくこと、文言に終始するのではなく、あすからでも実施できる提言こそが、今、必要だと考える。

おわびして訂正させていただきます。

次に資料8をごらんください。

こちらは、資料7の選定理由に基づきまして、審議会の意見として、道の推進本部に提出する案として事務局が作成したものでございます。

本日は、資料8の内容のご検討までのご審議をお願いしたいと思っております。

最後に、選定された重点事項の項目数の考え方も、項目数を絞り込まなければならぬわけではなくて、例年、それぞれの年度の委員の皆様のお考えで項目を選定していただいているところでございます。

資料6の下に小さい数字が記載されていますが、これは、年度ごとの重点の項目数でございます。最近の件数をご紹介しますが、平成24年度は18件です。こちらの数字は、審議会で絞り込みを行わなかったときの数字でございます。一方、平成25年度、昨年度の審議会では、6件という数字につきましては、審議会の皆さんで意見を絞り込んだときの件数でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それではまず、資料6と7ですが、皆様を選定された項目の一覧と、皆様の具体的なご意見がきちんと書かれていますので、まず、ここから議論を始めたいと思っております。

本日の議題の一番メインになる議論でございますので、それぞれご意見を出されておりますし、

活発に意見を出していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議論が散漫になるとやりづらいので、まず、目標の基本方向1、男女平等参画の啓発の推進というところで、たくさん意見が出ておりますので、それぞれの委員からご発言いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○山根委員 ほかの方に質問してもいいですか。

田中委員のまだまだ古い男女平等と誤解している人が多いということですが、古い男女平等という部分について、少し詳しくお話を聞きたいと思いました。

○田中委員 古い男女平等というのは、今の男女平等参画推進社会は、男女が必ずしも同じである必要はなくて、ともに、多様な人たちが一緒に、それぞれの立場や生き方を選択していける社会だと思うのですが、それに対して、古い男女平等というのは、一昔前の、とにかく男と女は同じでなければならないというか、同じようにしていこうではないかという発想の考え方だと思うのです。

そういう考え方が、男女平等参画ということと混同されていると、この間、感じたのです。社会教育委員の会議だったのですが、釧路市では、今、5カ年計画をつくっているところだったのですが、そこで、男女平等参画推進社会の実現というものが結構前の方にあっただけですが、後ろの方におろされてしまったのです。それで、まだまだ道半ばですから、おろさないで上に上げてほしいというお願いをしたときに、部会長が、今は、女性の力も強くなったから、そういうことを特に強く推進しなくても、皆さんはわかっているんじゃないかと言われたときに、まだそういう考えがあるのだなということを実感したという意味です。

冗長になってしまって、済みません。

○広瀬会長 今、言われた古い男女平等というのは、要するに、機械的な平等感といいますか、男も女も全て同じことをやらなければならないとか、そういう意味でおっしゃっているのでしょうか。そこがちょっとよくわからなかったのです。

○田中委員 もともと違いがあって、その違いをなくしていこうという考え方だったと思います。

○広瀬会長 その違いというのは、具体的には何を指しているのでしょうか。

○田中委員 社会や家庭での役割などです。

○広瀬会長 私が疑問に思ったのは、男女平等参画社会をつくる基本的な考え方というのは、一言で言えば、固定的な性別役割分業をどうなくしていくかということにあるのではないかと私は思っているのです。

ですから、人事面においても、女性の管理職をどれだけ登用していくかという具体的な目標が出てきますし、ワーク・ライフ・バランスという考え方も、男女がともに、女性は一歩下がってではなくて、子育てもともにやって、家庭生活も、地域における活動も、男女がそれぞれやるというような基本的なところではないかと思っているので、それと男女が同じというのとはそんなに違わないのではないかと思うのです。

ですから、古いというふうに言えるのかどうかは、私個人としてはちょっと疑問です。

ここだけの議論をするわけにはいきませんので、ほかの委員のご意見も伺いたいと思います。それぞれの意見を出して下さっておりますので、お願いします。

○足立委員 足立です。

私の意見は、皆さんのお手元にあるものを読んでもらうとご理解いただけるかと思いません。男女平等参画という中で、啓発活動や支援活動などさまざまなことが広く行われております。そういう形のもので、以前に比べますと、かなり充実してきたと思います。当然、まだまだ不足はしておると思いますが、一時期の状況から見ますと、かなり進んできたのではないかと考えておるところです。

ただ、私自身が実際に男女平等参画を考えましたり、そうしたイベントに参加したときに、どうしても男性側の少なさ、そして、私は既に退職しておりますけれども、かつての会社の同僚や友人関係等々にいろいろな話をしておりますときに、やはり男性の理解不足を非常に感じるわけです。

ところが、その事業展開としては、基本的には、女性の問題を支援するとか、まずは女性に対する啓発なのだという形のもので多くて、何となく女性側に偏ってしまっているのです。男性側がそ

れを見たときに、男女平等参画、あるいは男女共同参画という形の中のイベントがありますと、「女性のための」という冠がつくのです。そうしますと、これは俺には関係ない、男性には関係ないのだ、そういう意識で見えてしまう部分が非常に多いわけです。

私が関与しているようなイベント等につきましては、「女性のための」というのはなくしましょう、もっと中性的にしましょうといつも言うのですけれども、なかなかうまくいかないわけです。

そういうことであれば、こうした施策の中に、男性を重点に置いた啓蒙、啓発という形の活動をもう少し取り入れてもいいのではないかと思うのです。

女性の方の今の啓発、啓蒙、あるいは支援等について、それを減らせという意味ではありません。基本的にそれを進めるに従って、同時に、男性側に対する啓発、啓蒙をもう少し重点的に置いて、男性が来やすいような、参加しやすいような設定の仕方、そういうものがこれからのイベント等については必要なのではないかという気がいたしております。

最近、それを非常に感じるものですから、特に、この中で、文言としますと、広報・啓発活動の充実ということが書いてありまして、これに「男性のための」と入れてしまうのは問題があるのですが、その辺の中身として、男性に対するという部分も明確に明示していくようなものが必要ではないかと私自身は考えております。

それが、私が書きました内容の事柄に対する説明です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○**鈴木委員** 小樽市の鈴木です。

今、足立委員のご意見をお聞きしまして、私も賛成です。

実は今、小樽市でも、男性にとっての男女共同参画ということを経験する視点として取り組んでいるのですが、先週の金曜日のセミナーも、一般公募で来られた参加者は、皆、女性でした。男性向けに、中央大学の先生をお呼びして、「妻が僕を変えた日 ワーク・ライフ・バランスのすすめ」ということでセミナーを行ったのですけれども、聞いてほしいと思った男性陣は、当課からお願いして出てもらった学生1人で、あとは職員だけという状況でした。

まさに、男性の参画の理解をどうやって進めていくのが、これからの男女平等参画にとっても急務として必要なことではないかと思っております。女性の一方的な推進ではなく、男性に理解していただいて、一緒に展開していくことが一番大事だと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○**山根委員** 何と言っていいかわからないのですが、今、イベントのような場合についてのお話があって、男性への参加をもっと呼びかけなければという部分でしたが、私自身は、男性の意識変革も大事だけれども、その前に、女性の方もまだまだ意識変革が足りないと思っています。

例えば、私は教員でしたが、教員という立場で子どもに接するときも、自分の中の女性の意識という部分もあって反省するところも多いのです。ですから、どちらがどうというか、何と言ったらいいかかわからないのですが、例えば、今はイベントの話がありましたけれども、各種の会議でしたら、ほとんど男性が参加しますね。各地域で重要なポストを握っているのは男だから、全道で会議をすると、みんな男だった。そのようなことが多くて、まだまだ女性が自分たちも平等に参画しなければならないという意識が足りないと思っています。今の部分とちょっと違うのかもしれないけれども、私は、片方だけではなく、きちんと両方の意識変革を求めていくような勧めが必要だと感じております。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**崎広副会長** 中高年の男性として正直に言いますと、ふだん、いろいろな会合などをやってきて、邪魔しない程度になってくれればいいくらいだと思うのです。やはり、50年か60年、そういう環境に生きてきて、一つ講座を聞いたから、その人の行動が改まるということはないというのが実感です。やはり、本当に世の中をぐっと変えるのだったら、この後に出てくる若い世代に期待したほうがいいのかという気がします。

中高年の男性のところで聞くのは、今、安倍政権がやっている成長戦略の中で、女性は商売になるよというその実利ですね。実利でつってしまうのが一番いいのではないか。女性がいると商売になるよと。そうすると、経営者も来るということですね。

何を言いたいかというと、この29日に私が企画している講演会の中で、カナダのアルバータ州の省務官のタカオ・メアリー・ベスさんをわざわざ東京から呼んで、講演をしていただくことになりました。皆さんにご案内をしましたので、ぜひ来ていただきたいのです。

まさに、国際社会ではどうなっているよという書き方をすると、経営陣とか経営者は意外と弱くて、今のところ、かなり出席者が来ているので、やはり、そういうアプローチですね。中高年向けのメニューでつって、余り悪さをしない程度にしてもらおうというところではないかと思います。

大事なことは、本当に世の中の流れ全体を変えていこうとするのであれば、やはり、若い世代に期待した方がいいと私は思います。

ただ、最近、私が毎日行っている新札幌のダイエーでは、私と似た背格好の人で、レジ袋を持っている方は、5年前、10年前に比べて数段多くなってきています。ですから、こういった活動はむだではないと思いますけれども、本人がそこまで心を入れかえてやっているかといったら、そんなことはないのではないかという気はします。

PRです。

○広瀬会長 ありがとうございます。

○足立委員 今の副会長からありました若い方というのは、当然の話です。

ただ、私が申し上げたいのは、今、団塊の世代がどんどんと無職で60代に入ってきています。やはり、この世代が物を考えないと、現実の社会がどうなっているかということを考えないと、社会は変わらないです。今の若い人たちには、若い人たちなりの非常に多くの問題があるわけです。例えば、低収入の問題であったり、なかなか正社員になれないとか、年間給与が150万円から200万円程度という中で生活をしていかなければならないのです。もちろん、そうした事柄が少子化の状態にもつながってきているし、その中で男女平等というところまで視点が延びてこないという問題が今の若い人たちの間にあるわけです。現実には、今の社会資産のかなり大きな部分を団塊の世代が持っているのです。それは、金銭的な意味、金額的な意味の資産としてです。そうした資産を持っている人たちが何をやっているかということ、趣味の集まりには大勢が群がっているのです。すごいのです。札幌市のちえりあやエルプラザあたりでもそうですが、そういうところの趣味の会に男性はたくさん集まっています。そして、その人たちはお金を持っているのです。そういう人たちが、本当の意味で男女平等を認識して、その男女平等の認識を若い人たちを見る目として持ってもらえば、社会は、がらっと変わるのは無理かもしれませんが、少しは変わっていくのではないかという気がするのです。

副会長のお言葉ですけれども、私は中高年を切り捨てたくないのです。むしろ、中高年に頑張ってもらいたいのです。そうすることによって、若い人たちに何かがつながっていくのではないかと思っております。

○広瀬会長 今、いろいろなご意見が出ておりますけれども、ここだけに議論の時間を費やすわけにはまいりませんので、少し議論を移していきたいと思えます。

基本方向1のところでは、私は、国際交流のところを選ばせていただいたのですが、やはり、先ほど副会長が言われましたように、諸外国の動向に学べる点は非常に多いのではないかと思います。

例えば、北欧諸国の女性の社会進出がなぜ進んだかということ、先ほど副会長は利益とおっしゃいましたけれども、福祉職には、女性が必要であるということで国が積極的に女性の活用を推進した結果として、今のような社会ができていくわけです。それは、国にとってもプラスであるし、女性にとってもプラスに働いてきたという回路があって、新たな段階として、福祉職は給与が安いという問題はいろいろと出ていますけれども、社会そのものがそれによって相当変わってきたし、逆に、

そのように女性が社会進出することが男性の意識を変えていく、実践から男性を変えるという視点が北欧社会にはあったと思うのです。

例えば、中高年男性の意識とおっしゃいますけれども、その妻たちが自分の夫を変える中身をどのくらい持っているかということが実は問われていると思うのです。先ほど、妻が僕を変えたとおっしゃいましたけれども、男性というのは、身近な人間に迫られて変わるのだというふうに私の体験として思っています。理念からはなかなか変わらないということではないかと思うのです。

そのあたりで、どういうものが効果的かということは、議論の中で諮っていきたいと思えますけれども、国際社会に目を向けるというのは、一つのヒントをもらえるのではないかと、意見を

を書かせていただきました。

それでは、1枚めくっていただきまして、基本方向2です。

家庭における男女平等教育の推進、あるいは、学校における男女平等教育の推進というものを推された方が非常に多いわけですが、このあたりで、特に意見を言いたいという方がいらっしやいましたら、お願いいたします。

○山根委員 山根です。

私は、家庭の中もとても大事なのですが、小学校で教員をしておりましたので、小学校へ入ってくるときには、もう男女の区別と申しますか、そういうものがはっきりしてくるという状況を見る中で、保育所や幼稚園ではどのような対応になっているのかという部分がすごく気になりました。そして、小さいときの養育のところ、そして、小学校へつなげる部分で一貫して平等教育ができるようになればいいなと思って、そこに視点を当ててと思ひまして、そこに書かせていただきました。

学校で教育してもなかなか変わらないのです。100年はかかると思っていますが、手つかずのところはなくしたいと思っております。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○山崎委員 二つ選ぶということだったので、私は、DVのことで二つ選ばせていただきました。

実は、三つ目としてすごく気になっているのは、職場での女性に対する性暴力というものがあります。男女雇用機会均等法が改正されて、セクハラに対する配慮が企業については義務化されているにもかかわらず、雇用主の方でどういう相談窓口があって、加害者に知れないような調査があってというところがちゃんと決められていない企業が非常に多いと感じています。

セクハラというのは、当事者が毅然として断ると、今度はパワハラになって、その人がやめざるを得なくなっていくというのが大体の傾向です。そして、セクハラを受けた人は、男性が怖くなって再就職ができないという方をたくさん見えています。ですから、企業に対する性暴力に対するきちんとしたコンプライアンスの拡充というか、雇う企業の側が法律に基づいた企業内での整備をするということの働きかけも必要な事項ではないかと感じています。

○広瀬会長 ありがとうございます。

今、山崎委員が発言されたことは、基本方向3に関してのご意見にかかわってのことですね。要するに、被害者が出る前に、それをどうなくすかという視点でやらないと常に後追いになってしまうということですね。

○山崎委員 はい。

○広瀬会長 議論が基本方向3のほうにも行っておりますけれども、基本方向2の点で何かご意見はございませんでしょうか。

もしないようでしたら、今、基本方向3で発言が一つ出ましたけれども、今度は、目標2で、皆様のお手元にあるペーパーでは3ページ目になります。基本方向1、基本方向2のあたりでご意見がございましたらお願いいたします。

○武田委員 せっかく、今、山崎委員からのお話が出たので、企業から来ている人間として、企業でどんなことになっているかという一例をお話しさせていただきたいと思ひます。

当社では、15年ぐらい前にセクシュアルハラスメントに取りかかって、その当時は、当然セクシュアルハラスメントは、男性から女性だけの問題ということで始めました。

当社には100店くらいのお店があって、そこに店長がおりまして、ほとんどが男性社員です。女性のセクシュアルハラスメントを推進する私の部門の女性の社員がポスターを作成して、男性店長がセクハラをしている内容を描いたら、猛反発を受けたのです。これを広めるときに、私は行けなかったものですから、店長から自分たちのことが書かれている、こんなものは張りたくないと言ひ始めたということがありまして、これが企業の実態で、若い男性の実態ではないかというふうに思ひます。

ですから、女性が毅然と断ればいいと男性側からは言うのですけれども、そんなにいつもいつも言うわけにはいかないのです、何となく同意でもなく、あしらっていると、男性はそれを同意と勘違いするというようなこともあったりするというので、企業としては、そういうことがあったら、絶対に男性の側は守りません、被害者を守りますよと言ひていても、そういうことが起きると言うのが、今の企業の実態ではないかと思ひます。

逆に、私どもの会社はパート、アルバイトという家庭などにいる方がいらっしゃるのですけれども、女性の方が変にこういう知識を身につけると、自分に都合の悪い何かが生じると、セクシュアルハラスメントだという話になってしまう場面もあります。

今まで何回も一緒に食事に行っていたのに、ある日突然、セクシュアルハラスメントだとなるのです。男性の側は、別に特別なことはなく、ただ食事をしているだけです。なぜ、そういうことになったのかというと、ご主人にばれそうになったからということなのです。こんなことも実態として起きているのです。

ですから、企業の中で進めていくときに、男女問題とかハラスメントは、それだけで進めていくと非常に難しいというのが実感です。

先ほど、山崎委員がおっしゃったように、力のあるものから力の弱いものにとか、いろいろあるわけですね。先ほど言いました外国人や障がい者などですね。逆に言えば、主流は、自分たちの持っている特権とか強いものを守ろうとしますね。相手にある強いもの、あるいは自分たちにはないものは否定しようとする傾向がどうしても出てしまいます。

ですから、外国人に英語でしゃべられると日本に来ているのだから日本語でしゃべりなさいと言っているのと同じで、そういうことをちゃんと織りまぜて学んでいかないと、先ほど会長もおっしゃっていましたように、国際化といいますか、こういうことも学んでいかないと自分たちが持っている強みだけで全部が通らないのだということが男女平等やハラスメントとか全部に共通して言えるのではないかと思っております。

そんな感じで何とか進めていますが、実際の企業内ではいろいろな問題が起きているという実態を紹介させていただきました。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。

今、暴力関係の話でしたけれども、家庭、職場、地域社会における男女平等参画の推進というところでのご意見を募りたいと思います。いかがでしょうか。

○崎広副会長 私は、役員への女性の登用の促進と、育児・介護の支援体制の充実を挙げております。先ほども言いましたが、6月に政府が発表した日本成長戦略の中で女性のところに触れられています。ざっくり言うと、25歳から44歳でしたでしょうか、女性の就業人口を現行の68%から73%にするということを目指しています。そのためには、女性が働き続けられる環境整備を促進していくということで、育児・介護の支援体制の充実ですね。

また、そういうことをすることによって、具体的にはダブルインカムのところかふえてきて、結果、家計所得もふえるでしょうということです。そうすると、経済も好循環でアベノミクスなどというシナリオで、早く言えば実利です。

ただ、大事なことは、そこに入っているのは、女性が働くことによって手に職をつけますでしょう。そうすると、自分で稼ぐことができます。また、今までだったら、誰のおかげで飯を食っているのだよと言っていた人たちに対して、少しく対抗手段ができます。嫌になったら家を出ていけるということです。

先ほど山崎委員がおっしゃっていたDVも、僕は、根っここのところに経済的な問題もあるのではないかという気がするのです。そういう問題を見ていると、所得水準が余り高くないところで、それだけではないのですけれども、概して、子どもの教育の関係などで、所得水準もかかわってきているのではないかと。

やはり、ある程度安定した生活を確保していくと、人間は余り暴力も振るわなくなっていくと。いわゆる金持ちけんかせずではないのですけれども、そういう暴力も減ってくるのかなという気がするのです。

ですから、女性が世の中で働くために参加していくというこの量をふやすことが物すごく大事ではないかと思うのです。女性が働ける環境ということで、まず育児や介護の支援の充実が必要だと思うのです。

山でいうと、山のすそ野は広いですね。次に、頂上を高くする必要があるのではないかということで、役員登用率です。調べると、道は3%で全国45位です。これは、推進側としてはいかがでしょうかという問題意識で、やはり、山が高ければ、すそ広さだと思うのです。富士山と同じように、首相が出てくるような国であれば、そこには、その人を支えるための大きな女性の集まりがあるだろうという仮定です。仮定のもとに、底辺を大きくして上を高くしていけば、全体として上が

っていくのではないか。そうした中で、収入とか、男に頼らない女性がいっぱい出てくれば、DVの問題もいろいろなところから改善していくのではないかという思いで書いたのがこの二つです。

○広瀬会長 ありがとうございます。

女性が働きに出れば社会は変わるのではないかというお話です。そうしますと、女性の就労の問題にもかかわってきますね。結局、どういう形で女性が働けるのかというところが、日本のM字型ラインがいつまでも解消されない理由でして、結局、子育て期に入ると女性は一回やめなければならず、キャリアが絶たれてしまっていて、再就職しようとするとなかなかいい就職先がなくて、あっても低賃金ということになっています。ですから、ここを何とかしなければいけないというご意見は、皆様からたくさん出されてきております。このあたりは、一つの議論の焦点になると思いますけれども、ほかにご意見はございませんでしょうか。

○山中委員 山中です。よろしく申し上げます。

去年も同じようなことを言ったと思っていますのですけれども、先ほど崎広副会長もおっしゃっていたのですけれども、女性が社会進出をしてお金をたくさん稼いでくれると、経済も活性化されていく、男女平等参画も推進されていくという論法もいいと思っています。

実際に、私の家庭も、今、奥さんが上場企業で一定の役職についていて、私とそんなに変わらないぐらいの収入を上げてきています。

金持ち、けんかをせずなのですからけれども、けんかは絶えないです。なぜけんかになるかという、女性はしんどいのです。男と同じようにばりばり働いて、男と同じラインでキャリアを目指していくのはしんどいと言っています。人生の勝ち組とは何かと聞くと、専業主婦だと言っています。

ですから、金持ちの男性について、専業主婦として、女性らしく子どもを産んで、つつましい家庭づくりに努めていくのが女性の勝ち組なのだということに、もう手おくれになってから気がつくのです。もう子どもを産めない年齢に入ってきている、少子化が進んでくると。男女平等参画の1点だけを見つめて、女性が働き口をふやして、出世していく道もちゃんとつくれて、ダブルインカムにしていきましょうというのはいいのですが、出産できるのは女性だけです。男性は、どう頑張っても出産する能力は持っていませんから、そこをどう絡めていくのかというきちんとしたビジョンをつくっていくべきだと思うのです。今、それがきちんとできているのは、一部の上場企業と公務員だけです。中小企業で、女性が出産もしながら出世もして、お金もたくさん稼げて、時間短縮で帰れて、そんなことはまずあり得ないです。

ワーク・ライフ・バランスの講演などもよく聞きますけれども、あれは本当にホワイトカラーだけの考え方で、ブルーカラーもしくはサービス業ですね。武田委員のところもそうだと思いますけれども、その時間にその場所に行って、その時間働かないと提供できないお仕事に関しては、全く当てはまらない、欠陥だらけの考え方だと思っていますので、もっともっと、それでは女性が社会進出しなければならないという考え方ではなくて、家庭に入るという生き方も男女平等参画だと思いますし、そのあたりのビジョンをきちんと定めた上で、学校教育もそうですし、職場や家庭に広めていくべきなのではないかとずっと思っていました。

言い出しにくかったのですが、発言させていただきました。

出産というところをバランスよく組み込んで、全てにおいて絡めないと、何もうまくいかないと思いますし、少子化が進んでいって人口が減っていって、日本が減んでいくということになるのではないかと懸念しています。

○広瀬会長 どうもありがとうございます。

今のご意見は、なかなか議論を呼びそうな一石を投じていただきましたけれども、皆様もどうぞ自由に発言してください。

○山田委員 今のお話と多少かぶるところもあると思うのですけれども、私は、基本方向2で書かせていただいているのですが、一部の企業では、いわゆる大手の企業には、労働組合があります。労働組合があると、法律で法改正があったり、さまざまな制度について、働いている労働者の皆さんに周知していくことが可能になっていて、労働組合があるところは、かなり進んできていると思います。女性が働き続けることができるようになってきていると思います。

やはり、中小のような組合がないところになりますと、その取り組みはなかなか進んでいないというのが現状であると思っています。

また、私も小売業に勤めていますが、やはり男性の長時間労働が非常に目立っているということ

で、これは、もちろん男性本人にとっても、非常に苦しんでいる問題だと思います。

本人は、もちろん自分の仕事もキャリアアップしていきたいと思っているでしょうし、一方では、家庭の子育て等に参加したいと思っているのですけれども、それでも、やはり自分が稼いでいかないと養えないところがあるので、そこで、男性も非常に悩んでいるのが現実ではないかと思います。

そういう現状があって、あの男性のような働き方はできない、このままではこの会社で結婚はできない、子どもも産めないという考えがあって、私は、女性社員全員に将来は管理職になりたいかということ聞いたところ、やはり、ほとんどの方はなりたくない。管理職になったら結婚ができない、子どもが産めない、幸せになれないというふうに言われてしまうのです。

ですから、本当にこの一つのことだけでは考えられなくて、いろいろなことが全て絡んでくるので、ここに記載されている皆さんに挙げていただいた内容は、本当に全てがかかわってくる問題だと思います。

例えば、年齢別に、やはり考え方がものすごく違いますので、50代、60代の人たちについては、やはり、多分その時代の仕事の仕方というものがあつたと思いますし、先輩の後ろを見ながら、俺についてこいみたいな時代ですね。

今の若い人たちというのは、そういう時代ではなくて、ともに頑張ろうという時代になっています。でも、やはり、そこどころが、なかなか上の方には理解されないところがある。小売業では、結構女性が働いている部分が多いので、いわゆる企業のトップリーダーが、買い物に来るお客さまは女性が多いのだからということで、女性を管理職に登用されるケースが最近ではふえてきているのですけれども、そういうところに目をつけて非常にいい経営をなさっている企業もたくさんふえてきています。本当にトップの方が意識を変えてどう進めるかというのが最も早いことだろうというふうに、私は思っています。そこをどう気づかせるかといいますか、たまには、先ほどの国際交流ですとか、国際議会というのが、最も早い方法なのかと思います。

もう一つは、今、各企業でも悩みの種になっているのだろうと思うのですけれども、やはり、新しい正社員が入ってきても3年以内にやめてしまう方が非常に多いです。それは、社会に出て、自分より年齢が上の方がたくさんいますし、私のような小売業の会社に入ってくると、正社員で入ってきてしまうと、部下にパートやアルバイトさんがたくさんいて、パートさんの中では、年齢が40代、50代の方もたくさんいますから、結果的には、そういう人を若い社員が使っていかなければいけないというようなところがあって、かなり精神的に参ってしまうケースが非常に多くなっています。

こういったところの対応としては、私の会社では、毎年毎年、先ほどのセクハラの問題もそうですけれども、セクハラセミナーを開いたり、パワハラも最近ふえていますので、パワハラセミナーですとか、または、メンタルヘルスセミナーということで、メンタル不全に陥らないように、どうやって周りの人が気づくかといった勉強や、復職プログラムをつくって、長期療養者が復職してきたときの対応などをマニュアルをつくって、今、取り組んでいるところでございます。

一例ですけれども、私からは以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょう。

○**崎広副会長** 山田委員の意見がどうこうというのではなくて、私は、去年、これをやっていて常々思うのは、確かに皆さんがおっしゃっていることは、現実として認識しています。DVの問題、非正規の問題ですとか、いろいろな問題を認識しています。

ただ、正直に言うと、時々、ちょっと重いと思うことが多いのです。重いというのはごめんなさい、適正な言葉がないのですが、気おくれがするといいますか、これをもし運動ということになると、例えば営業的に考えると、やはり、確かに複雑な問題もあることは重々知っています。でも、それだけを前面に出すと、今度は人にアピールするときに、どうなのだろうと思うのです。ジャーナリスティックなところでの訴えとしてはいいのでしょうけれども、人に対しての何かを、これから私たちが審議会として、私は冒頭言いましたけれども、発信していくと言ったときに、やはり明るいといいますか、伸びやかな部分があって人に語りかけるということもあっていいのかと。

問題提起もあっていいし、一方で、皆さんでこういうことをやりませんかという明るい、明るいと言ったら怒られるかと思いますが、うまく伝えられないのだけれども、将来がよくなるのだというように、もうちょっとポジティブな積極的な、こうしましょうよというところの働きかけも、

こういった審議にあっては、夢を語ると言ったらオーバーかもしれませんが、こういう世の中にしていきませんかという前向きな投げかけというの、こういった道の施策というものには、すごく必要なことではないのかと。

問題提起は問題提起として、それを踏まえて、苦しい問題を今度は明るく、少しでも前向きにするような仕掛けにして、世の中に出していくということが物すごく大事ではないかというふうな印象を持っています。

おしんの時代から見ても、日本は確実によくなっていると思うのです。ですから、そんなに悪いことばかりではないはずなのに、皆さんのお話ですと、あすの日本はどうなってしまうのだろうと、物すごく不安になってしまうのです。DVが多いしストーカーが多いなどと、セクハラは多いし、ストーカーは多いしと。でも世の中は動いていますねと。昨日よりは今日はよかったと。そんなに日本はひどい国なのかと思ってしまう。

ですから、私が男女平等とか、そうことに気をつけているのは、やはり将来を明るくしていこうね、これでいい社会にしていこうねということです。私は、そういうポジティブといいますか、明るいといいますか、黒でなければ白、そんな感じのイメージの提言をしていきたいと思っています。

○広瀬会長 ありがとうございます。

現実そのものは相当厳しいというのは確かですけれども、私たちが社会を変えたいという思いを人にどう届けるかというときに、確かに、否定的な側面だけに捉われると、方向性がなかなか見えないというところはあると思うのです。ですから、崎広副会長のご指摘は、とてももったもなことでと思います。

最近、新聞で見たのですけれども、例えば、若い20代ぐらいの男性や女性の、共働きがいいか専業主婦がいいかというアンケートを見ると、女性の方が主婦をやりたいというのが多くて、男性は働いてほしいと言っているのです。

これは、今の社会の現実をすごく反映していると思うのです。それを何か逆手にとって、やることはできないのだろうかというふうに、私は記事を見て思いました。

実際に、現在は男性一人の給料では養えないのです。だけれども、女性の方は、まだ夢を見ているといいますか、やはり専業主婦になりたいという率が学生を見ても多いのです。しかし、もう少し、現実近づいていったときに、若い人たちがどういう選択をするか、あるいはせざるを得ないかというところがあって、それをサポートするような社会の仕組みというのをどうつくるのかというところが、実は、問われているのではないかと思います。

○齊藤委員 若いお母さん方とよく接することが多くて、子育てサロンを町内会の事業で、私が担当してやっておりますが、ずっと来ていたお母さん方が来なくなったりするのです。いろいろお話を聞くと、仕事に行きましたということなのです。そして、まだサロンに来ているお母さん方に、将来、仕事はどうするのと聞きますと、経済的には苦しいのだけれども、今、仕事は考えていますとか、いずれは仕方なく復帰しなければいけないかなと。

育児休暇を取得して、一定の期間が終わったら職場が保障されている人は別問題として、中には出産を機に退職して、次の仕事は、適当なパートでもあれば働こうかなというお母さん方が割と多いです。

そういう中で、先ほどM字型カーブもありましたけれども、働く雇用環境はすごく厳しいと思います。例えば、最低賃金ぎりぎりのパート労働や、中には最低賃金を違反しながらというところもないわけではないのではないかと思います。本当に生活に迫られて、子育てもしながら働く女性たちが多いです。

先ほど、若い女性たちは専業主婦願望があるのではないかという意見がありましたが、お母さん方も大体そうです。できるなら子育てに専念したいのです。よほど手に職を持っていて、生きがいとして、その仕事を子育てが一定期間が終わったら、生涯の仕事としてやっていきたいという方は別ですが、できたら、専業主婦として子育てに専念しながら、子育てが終わったら、少し時間に余裕のあるところで楽しいことをしたい、そんなふうに望んでいる女性たちが意識的に多いような感じがいたします。

男性も大変な中で、長時間労働もしているわけですけれども、そういう家庭の生活を成り立たせるために女性がいたし方がなく社会に出て、苦しい労働条件の中で子育てをしながら働く。これは、ちょっと国の労働の状況としては厳しいかと。

例えば、北欧のような、オランダのような男性も女性も同じ労働時間で働き、身分保障もされているという仕組みは、いずれ早いうちに来ないのかな、来てほしいなというのが、子育て中の若いお母さん方と接しながら、今感じているところです。

○高田委員 高田と申します。

私は、先ほどから皆様のお話に出ている高齢者でございまして、私の時代から見ると、本当に随分変わったなと思っています。

私たちの時代には、妻は18歳で仕事につきましたけれども、面接に行ったときに、結婚したらやめていただきますと。それが当たり前だった時代です。そうしなければならなかったということで、実際に結婚したとき退職致しました。それは、その時代のことであって、今には通じないと思います。

先ほど、副会長もおっしゃっていましたが、もっといいところがいっぱいあるのではないかと思うのです。どこへ行ってもそうなのですけれども、批判めいた議論はたくさん出てくるのです。でも、いいことは余り出てこないのです。日本は本当にいい国ですねという議論はほとんど出てきません。

最近、日本と争いがある中国の若い人たちが、日本に見習おうとしています。全てではないですけれども、しつけとか、行動とか、そういうものを日本に見習おうという風潮も出てきているのです。バスに乗るのに30人も40人もきちんと並んでいるのか不思議でしょうがないと言うのです。中国ではあり得ないそうです。そういったことは、日本では当たり前のことなのです。

この間、オリンピックの招致の際に、フランスの二世の方が、「おもてなし」という言葉を使いました。日本には、「おもてなし」という言葉があるけれども、諸外国にはないそうです。

そういう人に対する心遣いなどは、日本古来のものでいいことがたくさんあるのではないかと思うのです。

それはそれとして、私も二つ重点事項を出させていただいております。先ほどからお話を聞いていますが、私は、地域から2年ほど前に出てきて、今、妻と2人で暮らしています。

買い物等に出かけて、僕はコーヒーが好きなものですから、喫茶店によく入るのです。そうすると、周りは女性ばかりで、男性は私1人です。そうすると、何であなたがいるのという感じでみんなが見るのです。これは、小さなところでいえば男女差別だと思えます。ですから、もっと小さな単位で男女平等参画を一つ一つ考えていく必要もあるのではないかと思います。

子育てについても、先ほど言われた大企業については整備されているということもありますが、確かにそのとおりだと思います。ただ、最近、どちらかというと専業主婦はよくなって働く人がいいというような風潮があります。曾野綾子さんという方が極端な書き方をして大分批判を浴びているようですけれども、私は、それぞれの立場で、それぞれの生き方が一番いいのだらうと思います。そういうふうな環境づくりをきちんとするというのが行政のすることではないかと思えます。

例えば、保育園には全員入れました、では、次に何の問題があるのですか。でも、子どもが1週間病気にかかったら、お母さんかお父さんのどちらかが1週間から10日くらい休まなければいけないのです。そうすると、本当にそれだけの休みがとれるのかということが現実問題として湧き上がってきます。おじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭はまだいいですが、いない家庭は本当に大変です。

私は、首都圏に娘がいます、この間、妻が20日ほど応援に行きました。私も少しの間行ってきましたが、夫婦が共に働くということは本当に大変です。

ですから、そういう意味から環境づくりが男女平等参画の柱になっていくべきではないかと思えます。それを選ぶのは個々であって、働きたい人は働く、専業主婦になりたい方は専業主婦になるというのが一番いいと思います。働くだけが全てではないだらうと考えます。

専業主婦も、家庭で一生懸命働いているのです。寝ているわけではないのです。そういう意味で、専業主婦もきちんと働いていると考えていますので、それぞれの生き方が一番いいと思います。ただ、その環境をつくっていくのは、行政であり、周りなのかなと考えます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

大分時間も押してまいりましたので、少し議論を進めさせていただきます。

今、多様な働き方への支援というあたりです。再就職、再就業への支援というあたりが議論になっております。一つ進めまして、基本方向5で、地域社会における男女平等参画の促進というところ

ろにも意見が出ておりますので、そちらに議論を移したいと思います。

いかがでしょうか。

もしなければ、私はここに一つ丸をつけましたので、述べさせていただきます。

先ほど、高田委員がおっしゃいましたように、実は、専業主婦たちは、すごく大変な家事労働をやりつつ、子育てをしつつ、その中で、地域で一生懸命活動している女性たちはたくさんいるのです。私の知り合いにもおります。そういう人たちは、地域の中で生き生きとやっているのです。そういう人たちがもっとふえてほしいと私は思っています。

旧来の男性主導のPTAや町内会ではなくて、もっと女性たちが自主的な活動をいろいろやっていくということが地域における男女平等参画を進めていく一つの鍵ではないかと思いました。

それで、そういうふうに書かせていただいたのですが、私は、NPO等の市民活動の促進というところに丸をつけましたけれども、中身としては、地域リーダーの養成というところとほとんど重なっております。

地域リーダーの養成というところにご意見を書かれた方は、今、何かご発言はございませんでしょうか。

○齊藤委員 私、齊藤が書きました。

長く仕事をしていたのですが、仕事をやめまして、地域の役員を仰せつかるようになりまして、いろいろなことを考えるようになりました。法律ができて、職場では男女雇用機会均等法ができ、その他いろいろなところで、意識的には、男女共同参画が少しずつ進んできていると思うのですが、町内会活動をやりまして、男女共同参画の意識変革が一番おこなわれているのは地域なのかということに気がつきました。

例えば、町内会の会議などがありますと、上の部長クラスはほとんど男性です。私は女性部長です。1人、女性が入ります。周りは全部男性です。それから、もうちょっと下の専門部になると、女性が半分ぐらいにふえてきます。要するに企画立案は男性で、それを実施する実施部隊が女性陣というイメージが私の地域には若干あると思います。

ただ、言動として、女だから黙っているとか、女がしゃしゃり出るなということをする男性は一人もいません。そんな発言をしたらどうなるかということをおわかりだと思っておっしゃらないと思うのですけれども、全体的な流れとしては、会長が男性、総務も男性ですね。町内会の組織機構としては、完全に男性社会です。

そういう面で湧き上がる、一つの事業を行う上での男性リーダーの考え方、女性がそこに意見を差し挟む場面の少なさ、そういうところを感じています。例えば、縮図として、一つ一つの家庭の集まりで地域社会になっているわけですので、家庭そのものですね。先ほど、家のところも出てまいりましたけれども、例えば、職場から帰ったお父さん、若いパパたちも、職場では女性に対してこう扱わなければいけないということは、教育をされたり、いろいろなことを学んでわかってきても、一旦家に帰ると、素の姿に戻って、男性優位の言動、振る舞いになってくるのが現実かと思えます。それが、地域で許される形で、町内会活動の中でも、何となく変革されずに続いているかなと、そのような意識を私自身は感じました。

そういう中で、もし家庭、地域、男女共同参画を根底とした意識変革の流れをつくるとしたら、やはり、そこに携わるリーダーが当然必要となってくると思います。ただの一町内会役員ではなく、何らかの肩書を持ったリーダーとして配置されていくということも、思い切った地域を変えていく意識変革の方法なのかなと感じました。どういう人なのかというイメージは湧きませんが、ここに地域リーダーの養成という言葉が入っていたものですから、こういう考え方も行政側としては根底にあったのだなと若干感じました。具体的なイメージは湧いてこないのですが、大変必要な要素かと思っております。

○広瀬会長 ありがとうございます。

○西岡委員 今まで発言しないでずっと聞いていたのですけれども、私も、高齢者の仲間入りしておりますので、若い人と年配者の世代の意識の違いは、社会の至るところにかなりあるのではないかと思います。

先ほど教育のところでは言いそびれたのですけれども、学校では、昔と大分違ってきています。皆さんはそれぞれ、プロの立場で学校に参画されていたと思いますし、学校で教育されてきた方もいらっしゃると思いますから、その辺はよくご存じだと思います。

まず、小学校では、断然、女子が強いです。例えば、児童会、中学校では生徒会、そういうところでは、女の子の方が積極的で、何事にも一生懸命やります。男の子の方は、どちらかというところについていくと。今、そういう感じの風潮とまではいきませんが、そういう状態が見られます。ですから、必ずしも女の子が男の子の言うことを聞いていくという状況ではないように思います。

その学年が上がるにつれて、中学校、高校となるにつれて変わるかもしれませんが、基本的には、昔の学校とは大分違ってきます。そういうことを経験として言えるのではないかと考えています。

男女平等参画ということで、学校は大分変わってきていて、外から見られているものと中で経験したものとの多少の違いがあるということが言えるのではないかと考えております。それから、学校はだんだん進んでいきますから、それぞれ男性、女性との違いは出てくる気がしておりますけれども、そんな感じはしております。

それから、皆さんは、こういう大変貴重な議論をされております。私は、ことしから参加させてもらいましたから2回ほどしか経験がないのですが、問題は、ここで出された貴重な意見をどういう形でアピールしていくかだと思うのです。この部屋だけで終わったのでは、何のための審議会なのかという気がいたします。

去年までの経緯をできるだけ広く社会に対して伝える努力はされてきていると思いますけれども、せっかくこれだけ貴重な経験をされて、貴重な意見を持っていらっしゃる方が集まっている会議ですから、今まで以上にアピールして、あるいは、コミュニケーションをして、ぜひ広く伝えていただく努力を事務局にお願いしたいと考えております。

この審議会で、せっかくこれだけ全道から集まっていらっしゃる方、貴重な体験、経験をお話しされていますので、どういう形になるのかわかりませんが、何とか事務局にお願いしたいと考えています。ここだけで終わってしまったら、あるいは、こういう冊子だけで終わったら、はっきり言わせて、これを読む方はそんなにいらっしゃいません。よほど、専門的なことをされている方でしたら別ですけども、一般的にはなかなか広まらないのではないのでしょうか。

そういうことに向けても、今後、ぜひ話し合いを深めていただきたい、そんな気がしております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

○**足立委員** 先ほどの議論の中で1点だけ申し上げたかったのですが、タイミングを逃しました。

先ほど、広瀬会長から、さまざまな活動をしている女性が地域にたくさんいるはずだというお話がありました。まさに今、そういう女性たちが、地域の底辺の中で動いておられる事実があるのです。それは、非常に活発なもので、皆さん自身が既に感じておられるし、実際に見聞きしておられることではないかというふうに思います。

ただ、私が1点思いますのは、私は地域リーダーのところでは意見を書かせていただいておりますが、そういう方たちの働きや意見がどうも地域にうまく反映されていないのです。それはなぜかというところ、そういう活動をしていらっしゃる方たちは、皆さん勉強をしていらっしゃいますし、行政が提供するようなリーダー研修会であったり、皆さん、そういうところに出ていらっしゃるのです。ところが、そういうところで与えられた資格といいますか、例えば何とかのリーダーという格好で名前が与えられても、それがうまく認知されていないのです。つまり、その付加価値が地域の中にうまく浸透していないのです。だから、彼女たちはそれをばねにして一生懸命働こうとしているのですけれども、それがなかなかうまくいかない。

町内会のお話しが出ましたけれども、町内会のいわゆる男性役員の方たちも、そんなリーダーなんて、そんな研修を受けたって、私はそんなことは知らないよという格好になってしまっているわけですから、基本的に、もっとシンプルに、そういう方たちがいろいろ勉強している事柄を生かしてあげるようなシステムを地域の中で作り上げていく必要があるのです。

実際に底辺で活動されている方がいるのだという事実の中から、そういう人たちの意見を世の中に発信できるような、そして、皆さんが、なるほど、そういう勉強をされて、そういう資格を持って、資格と言うほどのものでなくても、そういう勉強をされて、発言されているのだということを認識できるような社会、そういう地域であってほしいと考えております。

先ほど広瀬会長がおっしゃった事柄と、私が言っている地域リーダーのことで1点だけ補足いたしました。

○**広瀬会長** 今の地域リーダーのお話はいいでしょうか。

すごく時間が押しております。議論百出は結構ですけれども、そろそろまとめに入りたいと思っております。

この後、資料8に基づいて、もう一回、総括的なご意見をお聞きしますので、最後に基本方向6と多様なライフスタイルを可能にする環境の整備ということで齊藤委員がご意見を出していただいておりますけれども、基本方向6の暴力根絶に対する取り組みの充実というところでは、山崎委員も先ほど発言されましたが、今まで発言されていない関口委員にぜひ発言していただきたいと思いません。

○関口委員 小樽から来ました関口です。

2点だけに絞るということで、非常に悩んでしまったのですが、私は福祉と法とが関わる現場で働いておりますので、そこから見えることとしてDV問題を提案しました。それは、今の中高年の方たちの実情の中に、家庭内暴力といいますか、夫から妻に対する暴力があるということなのです。例えば、介護を受けさせないとかです。妻が認知症になってしまったということから、非常に大きな問題を引き起こして、それが、家庭の中にしまい込まれてしまっているということに結構接します。

それから、先ほど、海外では、女性が福祉の現場で、広く社会進出するというお話がありました。確かに、福祉の現場では女性が進出しておりますけれども、福祉の業界というのは圧倒的に男性社会です。その中で、例えば職場内でセクハラ問題が生じたときに、トップはおおむね男性が占めておりますので、女性職員がセクハラ被害をどのように訴え、解決するかというコンプライアンスが職場内にあることはきわめてまれです。ですから、施設長とか副施設長といったトップの男性たちが被害を受けた本人の事情聴取をするということが起きているのです。それも、一般には知られないところなのです。

普通の家庭の中にあっても、そういったことはなかなか公にならないし、ましてや、福祉の業界は広く進んでおりますけれども、その中でも知られておりません。

生き方として、男性は仕事中心でやってきた、女性が家庭を支えてきた中で、歳をとることによって幾つかの問題を抱え込んできたときに、この暴力の問題は非常に根深く押さえ込まれていっているということ、私はとみに感じております。

基本は、生活そのものをどういうふうと考えてきたのかということになると思うのです。団塊の世代が退職して、夫婦で仲よく暮らしているということで、あちこちで旅行したりということがありますが、男性は閉じこもっていくのです。

女性は、男性が退職したときに、それをきっかけに、今まで生き生き活動していたことができなくなったり、逆に、男性は、どんどん引きこもって行って、自分ひとりの世界になっていってしまっ、社会との接点をなくしていくのです。

先ほど、男女平等参画の意識を中高年の男性に特に浸透させていく必要があるという話がちょっとありましたが、実際にこれから大量の団塊の世代が社会の中で高齢者の位置に進んでいくときに、この世代に向かって何かやっていかなければ、大変なことが起きてくるのではないかと実感しております。

そのためには、若い人たちのDV被害もそうですけれども、中高年からのDV被害に対して、もっと広い視野を持った多様な支援を、本腰を入れて考えていかなければいけないと思います。そのためには、男性の別の意味での社会進出を促すとか、家庭をどういうふうに見直していくのかということですね。家事を中心にした暮らしを中高年の方たちがどのように捉え直していくのか。趣味に生きていくだけではなくて、子育てが終わっても家庭というものはそれぞれ厄介なものを含んでいくわけですから、そういうものとどういふふうに向き合っていくのかということを考えていかなければならないのではないかと思います。

そういう意味で、それが破綻した姿がDVだと思っているので、経済力、福祉的支援の多様な方策ということをご提案したいと思ったのです。

○広瀬会長 ありがとうございます。

時間の関係もありますので、資料7をもとにした議論はここまでにさせていただきます。

資料8をごらんください。

これは、事務局のほうで、私たちが資料7に挙げた意見をほとんど含む形で平成26年度の重点事項に関する意見（案）としてつくってくださったものです。

一々読み上げませんけれども、平成26年度はこういう形でどうかということで、皆さんと総括的な議論をさせていただきます。

先ほど、まだ言い足りないというご意見のある方がいらっしゃいましたら、まず、その方からご発言ください。

○崎広副会長 地域リーダーのところでお話ししたかったのですが、私は、北海道の母子家庭等自立促進計画検討協議会のメンバーになっておりまして、そこでもお話があったのですが、出ている委員で、北海道寡婦福祉連絡会の方ですが、その方の年齢は80幾つなのです。地域のそのグループに今の若いお母さんたちは入ってこないというのが悩みで、誰も引き受け手がないというお話をされていたのを思い出しました。

というのは、各地域にいろいろな組織がございます。例えば、今言った団体もそうですし、今、民生委員も人手がないでしょう。保護司の引き受け手もないでしょう。消防団の団員も引き受け手がないでしょう。

世の中はよくできたもので、地域にはいろいろな仕組みがあるのですが、男女かかわらず、今、若いなり手がいないのです。地域自体が崩壊しているという原因もあるのですが、札幌市内をとっても、そういう人手がないのです。そのところは、新たにつくるというより、地域に仕組みがあるのです。そういったところにも、男女平等の目線とかPRをやっていくといいのではないのかと思います。

どさくさに紛れて言います。

先ほど、田中委員のまだまだ古い男女平等というところについてのお話の中で、私はそう思っていたのですが、田中委員がおっしゃっていたのは、今の男女平等は、意外と多様性を認めているのです。昔は画一的に男女平等でなかったらだめだと言っていましたけれども、きょうのお話を聞いていて、皆さんが言うのは、多様性を認めつつも男女平等なのだということではないかと思います。

○山根委員 皆さんのお話をたくさん聞いて、何か違うなとか思いながらも、むずむずしているのです。私たちは、一人一人が自立した人間でなければならないということで、とりあえず、生活の自立、精神の自立、経済的自立、そして性の自立です。これができる子どもに育てたいということで、私も小学校の教員を続けてまいりました。

しかし、世の中のそれに対するバッシングもあったり、教育の中でそれが十分にできているかといえば、まだまだの状況にありまして、今も後輩たちはそのことについて研究協議しながら子どもたちと向き合っているところです。

やはり、一人のところが変わらなければ、世の中はなかなか変わらないです。いろいろな地域にある組織が変わらないのは、その人の考え方ができ上がっているからそうなるわけで、そこは長い時間をかけて取り組まなければいけないというのが私たちの取り組みです。お話を聞いてみると、最後の問題のところきいて、齊藤委員がお話しされたようなことからいくと、結局、最初の意識変革のところに戻るといえることですね。その意識変革も、ここにいる人すら違っていたりするという状況だと感じました。この中から重点課題を絞って次年度にというのは、これだけの協議でそれはできないのではないかとすごく疑問に思っていて、この審議会が年に3回というお話を聞いたときに、何ができるのかと思ったけれども、きょうはその思いをますます強くしています。

やはり、私たちが議論を重ねて、一つすり合わせたものでアピールしていくような審議会にならなければ、本物にはならないのではないかと考えております。

かなうかどうか分からないけれども、そう思ったので、お話しさせていただきました。

○広瀬会長 それでは、資料8に関して、ここには目標Ⅰ、目標Ⅱ、目標Ⅲにかかわる基本方向と施策の方向が挙がっております。基本的には、皆さんから出たご意見をそのまま反映させる形でつくっていただいているのですが、個人的な意見を言わせていただくと、ちょっと総花的過ぎる気もいたします。

その点に関して、何かご意見がありましたら伺いたいと思います。私の意見は最後に申し上げたいと思っております。いかがでしょうか。

○鈴木委員 私も、会長がおっしゃるように、皆さんの意見を満遍なく取り入れていただいているのですが、これは重点事項ということで、全ての施策は必ず皆さんが進められるものですね。どこに重点を置くのかといったときは、もう少し数を絞った方が明確になりやすいと思います。

自分の考えの中で2項目ずつ提出したところですが、きょう、また皆さんとお話しして、

こちらもいいなと考えが変わった方もいらっしゃるかもしれませんが、2項目のうち一つに絞るとしたらどちらだろうと、今、私は考えていたのですけれども、そういった形で少し絞り込みができた方が、行政の方にやってもらうという視点の重点項目としては、審議会の意見がはっきりとわかりやすいものになると思います。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山中委員 私、個人的には、去年も同じようなことを言いましたが、広報からいこうが、教育からいこうが、どの切り口からいってもいいと思っています。

今、こうして挙げていただいて、これを動かしますというのは、それに従いましょうという気持ちでいます。

男女平等参画社会という黄色い印刷の冊子をもらいましたけれども、これが、男女平等参画社会の定義なのだとしたら、今、ここで議論されていた多様性の部分に関しての定義としては薄いと思います。要するに、広報をするにしても、これで広報しますよと言うのであれば、薄い、多様性に乏しい、足りないというふうに思わざるを得ないですし、それでは、これを教育しますと言ったときに、学校の教員の方たちがこれをどこまで深く理解するのか、その教員の人たちの教育、訓練も必要になってくると思います。それぞれがいろいろな思想や感覚を持っている以上、どうしてもずれが生じてしまう、ねじれが生じてしまうというところについて、政治の力を見せるとしたら、定義をもっと明確にしていくということではないかというのが私の意見です。

○広瀬会長 ちょっと質問してもよろしいですか。

その定義というのは、男女平等参画社会とは何かという定義のことでしょうか。

○山中委員 うまく言えないですけれども、広報・啓発活動をしますと言っても、何を広報するのですか。女性の社会進出をもっとといっても、女性はもう社会進出していると思っている人もいれば、まだまだ足りないと思っている人もいます。大昔は、女性自体の働き口がなかったところからのスタートなのだろうとは思いますが、今は、別に女性の働き口は幾らでもありますね。男女平等かどうかはわかりませんが、その辺が、何か自分の中でも、それでは、どういうのを北海道は、もしくは日本という国は、男女平等社会として目指しているものなのかというのが、正直見えないのです。

専業主婦をなくしようという捉え方をラジカルに言うと、捉えられる方向性もありますけれども、それは多様性があるのだから、認めましょうと一部では言いつつ、女性は働かないと年収も上がってこないの、ワーク・ライフ・バランスを整えて、こちらで働かせて年金と年収を上げましょうと言っている人たちもいて、少子化をなくしようといつて家庭に入りなさいと言っている人もいて、これはどうしようもないのではないかという話で、何を目指しているのかということ僕自身がわからないので、もうちょっとわかるように、私にも広報、啓発をしていただきたいと思います。すみません。

○広瀬会長 確かに、すごく多様な意見が出ましたので、そういう思いになられるのはわかるのですけれども、基本的には、男女共同参画社会基本法の定義があって、それをどう具体化するかというところから、自治体で始まっているのだと思うのです。

実は、その定義は、このパンフレットの下に書いてありますね。短く言えばこういうことであるのですね。これは、決して女性はみんな働きなさいとか、専業主婦になりなさいということではないわけです。

そのあたりは、きょうは議論がたくさん出ましたので、混乱されているかもしれませんが、これは議長にも責任があると思いますけれども、基本的には、さまざまなアプローチの仕方から社会を変えていくと考えたほうがいいと私は思っています。ですから、広報、啓発も必要ですし、教育の中身をどう変えるかということも必要ですし、DVにどう対処するかということも必要です。ですから、どれも必要な項目であるのですが、それをもう少し絞ったらどうかというご意見も出ました。その点で議論をさせていただきたいのです。

ここまでいろいろ議論を重ねてきて、皆様のご意見もまとめてきていますので、全部をチャラにすることはできないと思うのです。

○崎広副会長 私も、その考え方に立って決めているのです。

というのは、この後、道議会なり何なりへ行って、最終場面で道の施策として展開するときには、

予算措置という形で具体化するのです。私たちは、議員でも何でもないので、ここまでしかできません。そういう目線では、この後、施策として打ち出したときに、育児、介護、保育ということで、まさに待機児童が1,000何ぼもいる以上は、ここは予算をつけてもらわなければいけないと思います。審議会からの重点事項となると、これは議会としても無視できないだろうという意味合いで、育児、介護を挙げました。

要するに、お題目だけで済む項目もあるのではないかと思います。

実際に道の行政を考えたときに、道が行政をする場合に、予算措置をとっていただければいけないものですから、それは、必ずしも男女共同参画グループが主管予算ではなくて、ほかの部局にかかわるところがあるかもしれないけれども、私たちが何かを展開しようと思ったら、そこには予算的な何かがつながっていくので、私はそういう目線でやりました。ですから、役員登用も、道にやってもらわなければ困ることで、具体的にしなければいけないことです。ですから、そういう実利をとろうと思って、そういう作戦でやりました。

○足立委員 先ほどから非常に広範囲な意見が出ています。基本的に、これでどうまとめるのか、なかなか難しい話になってくると思います。

ただ、それぞれの項目で皆さんのご意見をいろいろ読ませていただきますと、基本的には、男女平等参画という項目の中にあらゆるものが関連づけられているのです。

ですから、一つの項目で、これをとったから、この項目を捨てたからということではなくて、一つの項目を立てれば、その項目の中にいろいろな要素が入っているのです。逆に言えば、ここに挙がってきているテーマが基本的には全て絡んでいるのです。ですから、皆さんもいろいろご意見があると思いますし、私自身も意見がありますが、ある程度ガイドラインをお示しいただいて、その中で、今後の審議の中で議論をしていくという方向性をとるのがいいのではないかと思います。

ここで、皆さんに手を挙げていただいて多数決をとるよりも、会長のお手元に何かしらのご意見もあるようですから、その辺をお示しいただいて、そうしたものの重点項目の中でさまざまに議論を広げていくということを皆さんでお互いにやっていけばいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、私の意見を最後にと申し上げましたけれども、申し上げます。

実は、この表を見ますと、平成25年度というは、とても絞ったのです。結局、重点事項としては、全部で六つです。家庭における男女平等教育の推進、学校における男女平等教育の推進と、目標Ⅱの中では、家庭生活への男女平等参画の促進、仕事と生活の調和に関する意識啓発、育児、介護の支援体制の充実、男女の均等な雇用機会と待遇の確保というところにぎゅっと絞り込んでいます。

昨年度は絞り過ぎたのではないかという感じもありますので、今年度は皆さんの意見をできるだけ生かす形で、少し項目をまとめさせていただきたいという提案をいたします。資料8を見ながらお聞きください。

まず、基本方向1と2に関しては、そのままいいというのが私の意見です。

基本方向3ですけれども、これは、性の尊重についての認識の浸透ということで、これはすごく大事な項目ですが、実は、目標Ⅱの6とほとんどかぶっているんで、Ⅱの6を推進する重点項目にするということで、基本方向3は取り下げさせていただきたいと思います。これが一つ目です。

続きまして、2ページ目です。

目標Ⅱの基本方向3ですが、これは、就労等の場における男女平等の確保ということで、施策方向の(3)と(4)です。これは、基本的には重なっているんで、どちらかに絞った方がいいのではないかという気がします。つまり、再就業への支援にするか、多様な働き方への支援のどちらか一つを選択した方がいいのではないかというのが、私の意見です。もう少し踏み込みますと、多様な働き方への支援を据えれば、再就業への支援ともかぶると考えておりますので、施策の方向(3)はカットさせていただきたいということです。

続いて3ページ目ですが、基本方向5で、地域社会におけるということですが、これも先ほどたくさんのご意見が出まして、NPO等の市民活動の促進、地域リーダーの養成というのも中身と

してはかぶっておりますので、地域リーダーの養成を採用して、NPO等の市民活動の促進はそこに含まれますので、施策の方向（２）はおろすというふうに提案したいと思います。

それから、最後の目標Ⅲです。

これは、高齢者が生きがいを持って地域で暮らせるということでしたが、今お話しした地域社会における男女平等参画の促進と大きく絡んでくるのではないかと思います。基本方向５の施策（３）のところに含めさせていただいて、この項目自体は、おろさせていただきたいというのが私の意見でございます。

というのが私の提案ですけれども、今の提案について、委員の皆様のご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○足立委員 資料６に、平成２６年度に丸印が１５個ついておりますので、これでチェックをしていただくのがわかりやすいと思います。

○広瀬会長 採用したいという項目を申し上げます。

まず、目標Ⅰの施策の方向の（１）です。

広報・啓発活動の充実です。

続きまして、５の国際交流・国際理解・国際協力の促進です。

続いて、２の基本方向の中では、（１）家庭における男女平等教育の推進、（２）学校における男女平等教育の推進です。

続きまして、目標Ⅱに行きます。

まず、基本方向１の中では、（２）の役職等への女性の登用の促進という項目です。

続きまして、基本方向２の中では、（２）仕事と生活の調和に関する意識啓発です。そして、（３）の育児・介護の支援体制の充実です。

それから、基本方向３では、（４）多様な働き方への支援です。それから、（５）のパートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備となります。

続いて、基本方向５では、（３）の地域リーダーの養成というところになります。

続いて、基本方向６です。

男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実という項目です。

今、私が申し上げたとおりですが、いかがでございましょうか。

何かご意見がございましたらお願いします。

○山根委員 すみません、質問したいのですが、資料６で、今、丸をつけていったのですが、昨年度の部分で六つの重点になっていたというお話ですが、それがどうなって今回を迎えているのかということをお聞きしたいのです。

例えば、昨年と連続する部分は土台になるものがあるのかどうか、それを発展させる今年になるのか、私は、今年初めてなので、昨年の六つの部分はどのように進められているのか、お聞きしたいのです。

○広瀬会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○崎広副会長 私は、昨年のごことは知っているのですが、あくまでも、今年は今、去年は去年ということ。ただそれだけです。去年のこれは何で消えるのかと聞いたら、皆さんからお話があって、今年はいきましようということ。そのときに、過去にこれもやってきたから、ずっと続けていこうというものもあれば、今年にやろうというものもあって、必ずしも、去年の評価を踏まえて、今年はこうだという組み立てにはなっていないのです。あくまでも、その年の断面で、このリストに基づいて、その中で各委員が選んだものから、今日のような話をして決めていくというのが去年までの決め方です。

○山根委員 重点を決めるだけの会合ではないですね。その中身を話し合っ、その成果を求めようという進め方ではないのですか。

○崎広副会長 違います。重点項目を決めるのがきょうの会議のテーマです。

中身はどうかということではなくて、この項目に挙げられている重点項目の中で、どれを２６年度の目標に定めますかというのがきょうのテーマです。細かく、この内容についてどうだというものではないのです。

○山根委員 今、平成２６年の重点項目をここで決めますね。そうすると、任期は２年ですから、来年度はこの会議が３回開かれる予定ですね。そうすると、その中で、これを解決すべく話し合わ

れるということだと思って参加しているのですが、それでいいですか。

○**広瀬会長** そこは、ちょっと違うのです。

事務局から説明していただけますか。

○**事務局（佐藤主幹）** 最初に、この重点を決めていただく段階で少しお話しさせていただいたのですが、今回の重点につきましては、今後、道の来年度の事業に向けて、重点的に男女の視点を取り入れてもらう項目を選んでいただいて、それを私どもから審議会で審議いただいた結果、こうなりましたというものを各部各課にお知らせしまして、来年度に向けて各課で施策を考える場合に、そういった視点を取り入れてもらうということで選んでいただいております。

したがって、今年度、「学校教育における男女平等の推進」という項目が重点になりましたので、教育部局では、「児童生徒の人権や男女平等に配慮した教育の推進」という施策の中で、例えば、教科、特別活動、総合的な学習の時間などさまざまな場面において、男女平等参画の視点を取り入れた指導を行っているところでございます。

そのように、私どもからご提案させていただいた重点に対しまして、来年度の事業化に向けて、それぞれのできる範囲で、その視点を入れて取り組んでいただくものでございます。

○**山根委員** この審議会では内容にかかわらないということですね。

○**事務局（佐藤主幹）** 各部局が実施する個々の事業については、それぞれの施策がありますので、その施策に対して、私どもの重点の考え方をに入れてもらうという観点でございます。

○**広瀬会長** それでは、私が先ほど提案しましたけれども、以上のような絞り込み方で、事務局から出していただいた資料8を修正するというので、ご了承いただけますでしょうか。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** ありがとうございます。

もし文言等でここは修正した方がいいという意見がございましたら、終わった段階でも結構ですので、こちらに申し出ていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきますが、文言上、若干の修正等を施さなければならないところが出てくると思いますけれども、それに関しましては、私と崎広副会長と事務局で最終調整をさせていただくということで、お認めいただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、議題（3）に移らせていただきます。

議題（3）は、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考にかかわる専門部会の設置についてです。

事務局から説明をお願いします。

○**事務局（山中主任）** チャレンジ賞の担当をしています山中です。

資料9から11で説明させていただきますが、主に資料9を見ていただきたいと思います。

まず、資料9の1の設置の根拠です。

点線で囲ってある参考の部分で見いただきますと、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱の第5条第1項です。

本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うとなっております。

そして、北海道男女平等参画推進条例の第30条第1項です。

審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができるとしており、専門部会を設置して、チャレンジ賞の選考をしていただきたいと思いますというところです。

2番目の専門部会設置の理由ですが、ここに書いてあるとおり、男女平等参画のチャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かして、チャレンジしている個人や団体または支援団体・グループを顕彰して、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的としているもので、有識者から成る北海道男女平等参画審議会専門部会を設置して、男女平等参画の各分野の専門的な視点から、検討を行うこととしております。

3番目の専門部会の構成についてですが、社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体を顕彰することから、各分野からバランスよく構成していただきたいと思います。

ここで、昨年度の応募については、1個人3団体の計4件ということで、受賞者については、資

料11のとおり2件となっております。

今年の応募状況ですけれども、2個人4団体の合計6件となっております、こちらから2件の受賞者を決めたいと思います。

資料9に戻りまして、4番の専門部会の開催スケジュールですが、本日専門部会を設置していただきまして、第1回専門部会を11月上旬に行いたいと考えております。11月上旬の開催の前に、専門部会の委員には資料をお送りして採点していただいて、11月上旬の専門部会で、皆さんの意見をまとめまして、候補者を選考していただいて、知事へ報告となります。

12月上旬に受賞者を決定し、1月中旬に贈呈式と考えております。

5番目の専門部会の公開については、受賞候補者のプライバシーに配慮して、審議は非公開としております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの資料に基づいた説明につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、専門部会の委員の構成について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局(山中主任)** 専門部会の部会長及び専門部会の構成委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条により、会長が指名することとなっておりますので、会長からご指名をお願いしたいと思います。

なお、委員の構成人数については、5名でお願いしたいと考えております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、私から、部会長と専門部会の委員を指名させていただきます。

チャレンジ賞の候補者の状況や委員の男女の比率、あるいは、札幌近郊でなるべく集まりやすい方を考慮いたしまして、部会長に崎広副会長、専門部会の委員に齊藤委員、高田委員、山田委員、山中委員をお願いしたいと思います。合わせて5名です。

専門部会長と委員につきまして、今申し上げた5名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

専門部会で行われた審議内容については、本審議会の意見として知事に報告させていただくことにいたします。

こちらで用意いたしました議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 事務局から何かございますか。

○**事務局(浅野主任)** 私から、次回の審議会の予定についてお知らせさせていただきます。

次回の第3回審議会は、2月に開催する予定でございます。

時期が近くになりましたら、出席可能な日程につきまして、今回と同じように、お問い合わせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○**広瀬会長** 特にご質問等がなければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

長引きまして、申しわけございませんでした。

どうもありがとうございました。

○**事務局(木元男女平等参画担当課長)** 広瀬会長、崎広副会長、また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

また、これから、第2次の基本計画の改定にかかわります専門部会、あるいは、今、決めていただきましたチャレンジ賞選考の専門部会にご出席をいただきます委員の皆様には、近く開催の日程の調整等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○**事務局(木元男女平等参画担当課長)** これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

ありがとうございます。

以 上